

公益社団法人日本WHO協会 定款

2011年9月17日 臨時社員総会承認

2016年6月21日 定時社員総会改正を承認

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本WHO協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

2. 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は世界保健機関（以下「WHO」と省略する。）憲章の精神を普及徹底し、その事業の目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) WHO 憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業

(5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

(6) その他本協会の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は本邦及び国外において行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する者をもって会員とする。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(1) 正会員、本会の趣旨に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員、本会の目的及び事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員、本会に特に功労のあった者又は学識経験者等

(入会)

第7条 正会員及び名誉会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

4. 既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 本会の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員である資格の喪失)

第10条 本会の会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (4) 解散したとき
 - (5) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
 - (6) 除名されたとき
- (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員にあつては社員総会の議決により、賛助会員及び名誉会員にあつては理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 社員総会

(会議の種類)

第12条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の会費の金額

- (2) 正会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
 - (6) 事業報告の承認
 - (7) 必要な財産の処分
 - (8) 定款の変更
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求したとき
- (招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 会議を招集するには、構成員に対し会議の目的である事項、日時及び場所を明記し、1週間以前に通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、その会議の出席正会員を代理人として委任状によって議決させることができる。

2. 前項により議決権を行使する者は、これを出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって議決することができる。

2. 前項により議決権を行使する者は、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員等)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事、10名以上20名以下

(2) 監事、3名以下

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会において選任する。ただし相互に兼ねることはできない。

2. 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法人法上の代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4. 理事長及び業務執行理事は、毎年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし再任することを妨げない。

2. 補欠のために選任せられた役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員であつて本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為があつたときは、社員総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし役員のうち常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(最高顧問及び顧問)

第30条 本会に、最高顧問5名以内及び顧問5名以内を置くことができる。最高顧問及び顧問は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、理事長の諮問に応じて会務運営方針等の重要な案件への意見を述べることができる。

(参与及び囑託)

第31条 本会の事業執行上必要があるときは、理事長は参与又は囑託を委嘱することができる。

2. 参与及び囑託は、理事長の指示により特定の事業執行に関して業務に従事するほか、参与は理事会を傍聴し議長の指名により事業執行に関する参考意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、業務執行理事の選定及び解職
- (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 会議を招集するにはそれぞれの会議の構成員に対し会議の目的である事項、日時及び場所を明記し、1週間以前に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3. 理事会の構成員の議決権は、1個とする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2. 事務局の組織及び運営については理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3. 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

第8章 委員会

(選考委員会)

第39条 本会に第4条第2号の助成及び第4号の支援並びに第5号の援助の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

(委員会の設置)

第40条 本会は事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、前条に規定する選考委員会のほか常設・非常設の各種委員会を設けることができる。

(委員の選任)

第41条 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

(答申案の作成)

第42条 委員会は、その設立目的に応じて調査研究や審議を行い、理事会への答申案を作成する。

(委員会の運営)

第43条 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議により、別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧

に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (基金)

第47条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 本会の定款は、社員総会の決議で変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第12章 雑則

(会員名簿)

第54条 本会は、常に会員名簿を備え置き会員の変更あるごとにこれを訂正しなければならない。

(雑則)

第55条 この定款に規定するほか、その施行について必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は關淳一とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 第23条(役員等)、第25条(理事の職務及び権限)第4項、および第32条(理事会)第3項の改定条項は2016年6月21日開催の定時社員総会で承認された時をもって施行する。